

指名停止措置業者

商号又は名称	指名停止期間	指名停止の理由	指名停止措置基準
極東開発工業（株）	令和7年11月25日から令和8年3月24日まで（4か月）	公正取引委員会は、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、極東開発工業（株）に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。	飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱 別表第2（第2条、第4条—第6条関係）贈賄及び不正行為等に基づく措置基準 2（1）